

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和5年3月13日

関東経済産業局長 殿

飯田市長 佐藤 健

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

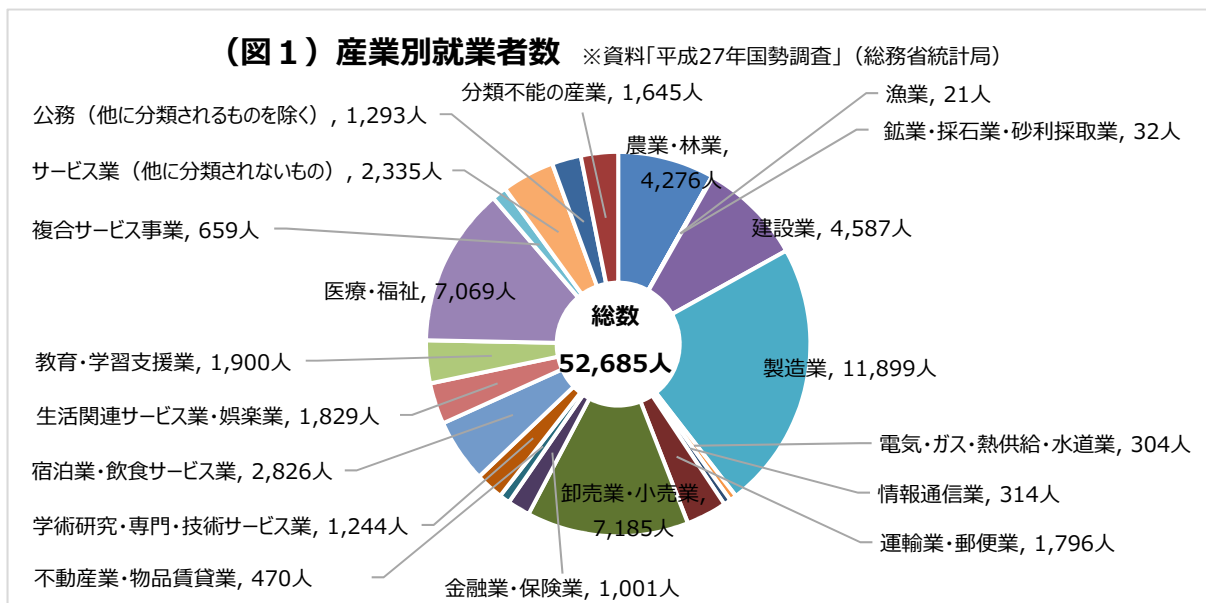
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は102,060人（平成30年5月31日現在住民基本台帳登録人口）。平成12年の国勢調査時をピークに減少傾向にある。人口構成の全国との比較では、15歳から64歳までの生産年齢人口が全国平均よりも少なく、特に20歳台の若者が少ない傾向にある。

人口の半数以上は就業しており、その就業先の産業は農業、林業、建設業、製造業、卸・小売業等、多岐にわたる。（図1）養蚕や水引などの伝統産業により発展した当市は、現在では先端技術を導入した精密機械、電子、光学等のハイテク産業をはじめ、半生菓子、漬け物、味噌、酒などの食品産業、市田柿、りんご、なしなどの果物を中心とする農業などが盛んに行われている。

市内には1,896の事業所があり（平成26年経済センサス基礎調査）、その約97%（1,841事業所）が資本金1億円未満の事業所である。

飯田下伊那地域の高校生の約7割が進学等で地域外に転出しており、大学生等のUターン就職と高校卒業生の管内（飯田下伊那地域）就職者を合わせた地域内回帰率は、4割程度で推移している。また、当地域の雇用情勢は、平成30年4月現在、有効求人倍率が57か月連続して1.0倍を上回り、平成30年4月の有効求人倍率は1.51倍と高い比率で推移している。職業別では専門的・技術的職業、販売の職業、サービスの職業、生産工程の職業を中心に人手不足が恒常的になっている。市内中小企業者の多くが人材確保に苦勞しており、先端設備等の導入により労働生産性の向上を図る必要がある。



(2) 目標

先端設備等導入計画を計画期間中に 70 件認定することを目標とし、当市の中
小企業者の先端設備等の導入を促進し、生産性向上を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化
に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標
とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、農業、林業、建設業、製造業、卸・小売業等、多岐に渡り、多
様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産
性向上を実現する必要がある。よって、本計画において対象とする設備は、中小企
業等経営強化法施行規則第7条第1項で定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、市内広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現す
るため、本計画の対象地域は飯田市全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、農業、林業、建設業、製造業、卸・小売業等、多岐に渡り、
多様な業種が市内の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生
産性向上を実現するため、本計画の対象業種、事業はすべての業
種、事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等導入計画が、次のいずれかに該当する場合は認定しない。また、認定後に該当することが判明した場合は、認定を取り消すことがある。
 - ア 人員削減に係る取り組みを計画していると認められる場合。
 - イ 申請企業において、不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為があると認められる場合。
 - ウ 申請企業において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営に関係していると認められる場合。
 - エ 申請事業において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業に該当すると認められる場合。
 - オ 申請企業において、市税を滞納している場合。

- ・先端設備等導入計画の認定にあたり、市が指定する書類の提出を求める。

- ・先端設備等導入事業者に対し、必要に応じて、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求める場合がある。